第21期 国立市社会教育委員の会(第2回定例会)会議要旨 平成27年6月23日(火)

[参加者] 柳田、太田、黒田、坂上、川廷、間瀬、田中、髙坂、中野、倉持

[事務局] 津田、井田、藤田

柳田議長 それでは、皆様、こんばんは。 これより第2回の定例会を始めたいと思います。 まず、資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局 資料の確認をさせていただきます。A4縦の次第、1枚のもの。その後、 資料1としまして、生涯学習推進計画とはと題したもの。資料2としまして、 国立市社会教育委員の会18期から20期答申についてと書かれているも の。資料3としまして、社会教育委員の会のスケジュール案。資料4としま して、前回、名簿をお配りさせていただいたのですけれども、所属団体等に 誤りがあったということで、再度配布いたしました。

今、資料4をごらんいただきまして、そのような形で大丈夫でしょうか。 では、この名簿ということでさせていただきたいと思いますので、お願い いたします。

資料の確認を続けさせていただきます。その他としまして、公民館だより、図書室月報、第29期の国立市公民館運営審議会の答申、講演会の案内、東京都公民館連絡協議会の講演会案内をお配りしております。田中委員から国立歩記を、間瀬委員から92秒の映画祭のチラシをお配りいただいております。

以上、不足のある方いらっしゃいませんでしょうか。

柳田議長 ありがとうございました。

それでは、本日の内容ですが、諮問についてと今後の進め方という大きく 2点ということになっております。

それでは、まず、諮問についてということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 今回の諮問なのですけれども、生涯学習振興・推進計画にかかわる基本施策の策定や、重点施策等のあり方についてということで、諮問を前回させていただきましたけれども、そもそも生涯学習計画というものはどういうものなのかというのをまず説明させていただきまして、続きまして、前回、資料としてお配りさせていただいています第18期から20期の答申を踏まえた上で今回、話し合うということで理由書にも書かせていただいておりますので、その答申の内容について説明させていただきたいと思っております。まず、資料1をお手元にご用意いただいてもよろしいでしょうか。では、私から、こちらにも同じものをスクリーンと、同じものを画面に映し出すものを資料1として配らせていただいておりますので、よろしければ両方見比べながら聞いていただければと思っております。

特に生涯学習推進計画ということで説明させていただくのですけれども、議長だったり、特に太田先生、倉持先生いらっしゃる中で、私なんぞが説明するのは非常に気が引けるところなのですけれども、何か間違ったことを言ったら、修正いただいたり、補足ありましたら、補足いただければと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

生涯学習計画と関係する法律というところで書かせていただいておりま

す。憲法26条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」というところで、教育を受ける権利、受けさせる権利について書かれておりますので、憲法や、この後説明いたしますが、関係する法律としましては、教育基本法、生涯学習振興法、社会教育法などが関係してくるのかというところで書かせていただきました。

次のスライドに行かせていただきまして、生涯学習に関する法等の経過と いうところなのですけれども、まず、昭和22年、教育基本法が制定、24年 に社会教育法が制定。この時点では生涯学習の記載は両方にございません。 昭和56年になるのですけれども、中央教育審議会の答申。中央教育審議会 というものなのですけれども、もしよろしければ、お手元の資料のスライド の7枚目、各スライドの右下に番号が書いてあるのですけれども、7枚目の 最下段のところなのですけれども、中央教育審議会ということの説明を書か せていただいておりまして、文部科学大臣の諮問に応じまして、教育や学術、 文化にかかわる政策を審議して提言する機関。文部科学省に置かれている多 数の審議会のうち最高の位置を占めるというふうな審議会なのですけれど も、こちらにおきまして、生涯学習なのですけれども、「各人が自発的意思 に基づいて行う具体的な学習活動」ということで生涯学習が定義されました。 平成2年になりまして、生涯学習振興法が制定されます。平成18年、 ちらは1つのポイントになるかと思うのですけれども、教育基本法が改正さ れます。どういった改正かといいますと、教育基本法の3条に、新たになん ですけれども、生涯学習の理念が定義されます。中身なのですけれども、「国 民一人一人があらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、 その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならな い」とあります。ポイントになるのが、国民一人一人が学習することにとど まらず、その成果、学習の成果を適切に生かすことができる社会の実現まで 言及しているところが1つのポイントかと考えております。

平成20年なのですけれども、それと同じく、中央教育審議会答申としまして、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について〜知の循環型社会の構築を目指して〜」。これについては後ほど説明させていただきます。こういった答申がありまして、これと平成18年の教育基本法の改正を受けまして、社会教育関係三法、社会教育法、図書館法、博物館法の3つが改正されました。例えば社会教育法では、社会教育に関する国であったり地方公共団体の任務に関する規定が整備されたりですとか、学校・家庭・地域との連携、協力促進に努めるというような規定が整備されました。

また、平成25年になるのですけれども、中央教育審議会の下部になります生涯学習分科会というのがあるのですけれども、こちらで議論の整理。これもこの後説明させていただきます。

少し話が変わるのですけれども、ここで、生涯学習と社会教育の概念、どのあたりをカバーするのかというところを示した図になるのですけれども、こちらなのですが、今、申し上げました中央教育審議会の生涯学習分科会「議論の整理」に書かれている図になるのですけれども、まず、いわゆる教育行政と呼ばれているものは、学校教育、家庭教育支援、社会教育の3つの柱になっている。その中で、社会教育なのですけれども、従来この赤の点線。

すみません。申し遅れました。お手元の資料なのですけれども、資料1の 最終ページにカラーのものをつけさせていただいておりますので、もしよろ しければそちらをお手元にご用意ください。

社会教育は赤い点線の枠の中。社会教育なのですけれども、社会教育法の 第2条に社会教育の定義がされておりまして、社会教育とは学校の教育課程 として行われます教育活動を除きまして、主として青少年だったり成人に対して行われる組織的な教育活動と社会教育法の第2条で定義されているのですけれども、これは社会教育を、学校教育だったり家庭教育支援と連携支援するところまでというのが従来の社会教育の範囲とされておりました。

この平成25年の「議論の整理」の中で、今後の社会教育行政の方向性としまして、大学だったり民間企業だったりNPOだったり、そういった団体に対しまして連携を仕掛けたり、地域住民とも協働したりということで、範囲を広げていくように社会教育行政の再構築を行う必要があるというところで、「議論の整理」の中で述べられております。

生涯学習についてなんですけれども、生涯学習はほんとうに広く、見にくいかと思うのですけれども、この緑色の点線の範囲内でありまして、いわゆる広がった社会教育の範囲に学校教育や家庭教育支援を含めたものが生涯学習振興行政ということで範囲として書いております。

今の社会教育の範囲が広がっていくというところで、先月お渡しさせていただきました諮問理由書を少し抜粋させていただいているのですけれども、今の「議論の整理」の中で、社会教育行政につきまして、「社会のあらゆる場において地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが求められる」。今後社会教育行政が広がっていくというところの中から今回の諮問につながりまして、そういったことを踏まえて、生涯学習社会の実現のためには、施策を体系的に整理し、総合的かつ計画的に進めていく必要があるということで、教育委員会のほうで考えまして、諮問に至ったという経過がございます。

生涯学習計画なのですけれども、ちょっとどんなものかというところで、イメージつきにくい部分があるかと思いますので、稲城市の生涯学習推進計画、Inagiあいプラン、3rd、3次目の計画になるのですけれども、そちらをちょっとご紹介させていただければと思っております。

大きく分けまして 7 章立てになっておりまして、計画の策定にあたって、 それから、生涯学習の現状と課題、生涯学習の理念、施策体系と体系別課題、 推進事業の一覧、生涯学習推進のための「にないあい」体制、計画の推進に あたってという 7 章立てになっております。

こういった表紙で始まるのですけれども、生涯学習計画なのですけれども、 最新の数字と正確なものはあれなのですけれども、多摩地域26市あるうち の、大体18市から20市ほど現在策定しているような状況となっています ので、6割、7割ぐらいですか、多摩26市では策定している状況になって おります。

簡単に説明させていただきますけれども、第1章では計画の策定にあたってということで、計画策定の趣旨だったり、前提だったり、計画の期間だったり、範囲だったりということで紹介しているのが第1章で事務的なところになります。

第2章になりますと、生涯学習の現状と課題というところでありまして、 稲城市の地域特性や、歴史、生涯学習の現状です。稲城市3次目の計画になりますので、これまでの生涯学習推進計画の成果、生涯学習を取り巻く課題というところで第2章については書かれております。人口だったり、歴史について書かれていたりですとか、ちょっと駆け足になってしまうのですけれども、現状としまして、施設がこんなような感じでありますとか、生涯学習の活動状況なんかについても触れられているのが第2章になります。

第3章になりまして、ここで生涯学習の基本理念ということが書かれています。飛ばしまして、稲城の中では、生涯学習計画1次から共通するものでメーンテーマというものを定めていまして、メーンテーマは、「わたしらし

さの発見、わたしのまちいなぎの創造」というメーンテーマをここに置きまして、第1次、第2次、第3次コンセプトを定めています。

これが第1次から第3次までの通称、基本理念、メーンテーマ、それぞれの時期におけるサブテーマということで定めています。

第4章に移りますと、施策の体系と体系別課題というところで書かれておりまして、飛ばしますけれども、こういうふうに、この章で施策の体系図が書かれています。メーンテーマをもとに、大分類、例えば生涯学習の基礎期間を充実します。中分類としまして4つありまして、例えば家庭教育を支援する。もう少し細かいものもありまして、小分類としまして、家庭教育支援事業を充実します。子育てネットワークを支援しますというのが書かれております。

大分類だけ紹介させていただきますと、2つ目が多様な学習機会を充実します。市民どうしの交流機会を充実します。市民参画を軸とした生涯学習を支援します。市民の生涯学習活動の支援体制を整備しますというようなタイトルになっております。

次の章に移りますと、今の体系別にこういった事業を推進していくべきということで、推進事業の一覧が書かれています。これが先ほど紹介させていただいた大分類、こちらは、家庭教育支援をしますというのが中分類。①家庭教育支援の事業を充実しますというのが小分類になりまして、その分類ごとに事業であったり、その目的、内容ということだったりということで書かれております。各大分類で中分類、小分類によって実施事例がざっと書かれております。

次の章にいきまして、今の推進事業を推進していくためにはどういう体制が必要かというところがこの章に書かれておりまして、庁内の体制というところで書かれているのがこの章になります。

7章目、最後になりまして、計画をつくっていくと何でもそうなのですけれども、やはり計画が実行されたのかどうかというところがポイントになってきますので、計画の評価にあたって、計画の評価の必要性や、こういった形で評価していくというのが書かれているのが最終章の第7章になります。 すみません、ちょっとざっとですけれども、稲城市の生涯学習計画を紹介させていただきました。

ここから先はざっと紹介させていただければと思っているのですけれども、生涯学習に関する国だったり、都の動向というか、関係するところを簡単に紹介させていただきます。

まず、国なのですけれども、国で教育振興基本計画というものを定めておりまして、こちらは、教育基本法の第17条に教育の振興に関する基本的な計画を政府で定めまして、これを国会に報告するとともに公表しなければならないというような条文が教育基本法の第17条にありまして、それに基づいて閣議決定という形で振興基本計画が定められています。

先ほど紹介させていただきました中央教育審議会の平成20年の答申になるのですけれども、これが中央教育審議会の生涯学習に関する、大分前なのですけれども、直近の答申になっています。答申の主なポイントというところで簡単に紹介させていただきますと、教育基本法が平成18年に改正されまして、それを受けまして、知の循環型社会を構築していく必要がある。知の循環型社会というのを一言で申しますと、ちょっと私なりなのですけれども、それぞれが学習しまして、知ったことをお互いに教え合って、それで、みんなの知識を増やすことで社会全体の教育力も向上していこうといったサイクルをつくっていこうというのが、すみません、ちょっと私なりの解釈なのですけれども、そういった社会を構築していこうというのがこちらで定

められています。

こちらも先ほど触れさせていただきましたけれども、中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理、平成25年1月にできたものでありまして、先ほどお見せした資料がこちらになりまして、これはちょっと来週説明させていただきますので、簡単に申し上げさせていただくと、社会教育行政は、社会のあらゆる場で地域住民同士が学び合い、教え合う相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことがあるというところで書かれていたり、今後このことを展開していく必要があるというところで議論の整理がされております。

都のほうなのですけれども、東京都教育ビジョンというものを、現在3次目になりまして、これが5カ年計画になりまして、平成16年に1期目が定められまして、現在第3次なのですけれども、こちらが、ちょっとさらっと紹介だけになるのですけれども、基本理念としましてこのように書かれておりまして、社会全体で子供の知・徳・体をはぐくみ、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、みずから学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う。子供が主に書かれているものになりますので、こういったものがあるというところで知っていただければと思います。

東京都については、生涯学習の審議会を設けておりまして、大体4年、5年ぐらいで1回、建議だったり答申だったりされているのですけれども、現在がたしか9期目の審議中でして、8期目が建議という形でこういったものが提示されておりまして、7期目が平成20年12月にそれの関係についてご審議されているということになっております。

ほんとにざっとになってしまったのですけれども、生涯学習振興計画について簡単に説明させていただきました。

柳田議長 ありがとうございました。生涯学習推進計画の概要について、これまで の国や都の動向について簡潔にご説明いただいております。社会教育の範囲 が広がっていく中で、多くの市が、新たな見直しであったり、これからどの ようにしていいのかということを再度検討し始めたということですが、太田 先生や倉持先生、何か補足はございますか。

倉持委員 いえ、最小の、コンパクトにまとめてくださっていたかと思います。 補足ではないのですけれども、質問でもよろしいでしょうか。

稲城の例を取り上げられたのは、何か理由が。国立市的にはモデルにしたいとか、たまたまいいやつだったとか、何か理由があれば教えていただけますか。

事務局 皆様に先入観を与えるといけないので、モデルというのは定めないように したいと思っているのですけれども、先日、生涯学習計画について稲城で説 明会がありまして、藤田と私の2人で説明を聞きにいかせていただいたので、 そういったこともありまして、稲城の例を挙げました。

倉持委員 ありがとうございます。

柳田議長 太田先生、いかがでしょうか。

太田委員いえ、結構です。

柳田議長わかりました。

そのほか委員の皆様から何かご質問等はございますか。

間瀬委員 間瀬です。

この裏面の図をいただいて、生涯学習の範囲と、それから社会教育の範囲というものを、社会教育の範囲に関してはより広がっているという状態があるということを伺いまして、社会教育委員の会という名前がついているので、社会教育に関する委員だと思うのですけれども、与えられているのは生涯学習の計画ということです。社会教育よりも生涯学習のほうがカテゴリーが広いということをこれが見る場合、私たちはどこまで、このオレンジのところをやるのか、緑のところまでやるのかということをお聞きしたい。これはどなたに聞けばいいのかわからないですけれども。

柳田議長 ありがとうございました。事務局のほうでいかがでしょうか。

事務局 今回の諮問内容が、確かに会が社会教育委員の会という会ではあるのですけれども、生涯学習振興・推進計画にかかわる一般施策の体系や重点施策等、そのあり方についてということで、生涯学習全体について諮問させていただいておりますので。他市の生涯学習計画などを見ますと、社会教育の部分が範囲を広げて諮問に書かれているというところで、社会教育の部分が主と言ったら言い過ぎですけれども、中心になってくるのか。すみません、ちょっと中心も言い過ぎかもしれないのですけれども。

というところで、今回は生涯学習全般についてご議論いただければと考えております。

柳田議長 よろしいでしょうか。このようにかなり広い範囲ということになってくると思います。それぞれがかかわっているということで、多くのご経験を持たれている方々も多くいらっしゃるので、その点も踏まえていろいろとご議論いただいてということになるかと思います。

そのほか何かご質問等ございますでしょうか。

最終的にはこれが国立市ではということに置きかわっていくかと思いますので、その点も含めてよろしくお願いします。

それでは、この概要についてはよろしいでしょうか。

続きまして、国立市社会教育委員の会の18期から20期の答申について ご説明お願いいたします。

事務局よろしくお願いいたします。

第1回の前回の会議で18期から20期までの答申を配付させていただいたのですけれども、お持ちになっている方はそちらをごらんいただいて、お持ちいただいていない方は、こちらに5部しか用意してはいないのですけれども、お持ちでない方はいらっしゃいますか。はい。

では、18期から20期までの答申というところで、委員の方が丁寧に時間をかけてご答申いただいたものについて、私が要約させていただくというところで大変恐縮なのですけれども、概要をご説明させていただきたいと思います。では、資料2についてレジュメを使いながらご説明いたします。

これまでの18期から20期までの諮問と答申についてなのですけれども、平成21年5月に第18期の社会教育委員の方に、生涯学習計画策定に向けた課題の抽出についてを諮問させていただきました。その中でさまざまな課題があるということで、抽出していただいき、その中から特にまた議論していただく必要があるというところで、2つ、学校支援と家庭教育支援と

いう大きなテーマで、第19期が地域による学校支援の方策について、また、第20期で、家庭教育支援の充実についてを諮問させていただいて、それらを踏まえたというような形で、今期、第21期の生涯学習振興・推進計画にかかわる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方についての諮問をさせていただいたという経過がございます。

そもそも第18期の諮問をさせていただいた経過について、1枚めくっていただきまして、18期、平成21年に諮問させていただいたということをお伝えしましたけれども、ちょうど同じ時期に大きな法改正がありました。平成18年の教育基本法の改正、また、平成20年の社会教育法改正というところ、こちらからも皆様にお伝えしたところだったのですけれども、その18期の諮問理由書の中にもありますけれども、生涯学習は生涯にわたる個人の学習権の保障というところが主たる目的でしたが、社会の変化に伴い、教育基本法の改正や社会教育法一部改正に見られるように、新たな役割や目的が求められているといえますというところですが、19期、20期とも理由書の中に記載させていただきましたその法改正について、社会教育法の中の従来の学校教育との連携の確保に努め、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするというところに加えて、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の推進に資することとなるよう努めるとされ、従来のものに加えて、さらなる責務を負うことになりました。

4ページのほうが、もとの法律、社会教育法の第3条3項になります。この3条というのが、国及び地方公共団体の身分というところで規定のあるところなのですけれども、国及び地方公共団体は、第1項の任務というのが、社会教育の奨励に必要な環境の醸成などを規定しているものですけれども、任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することに鑑み、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとするというものになりますけれども、行政が新たな視点で施策を行うことというのが法に明記され、求められるようになったというのが平成20年という時期でございました。

答申をいただいたものがこの18期答申になります。ここから18期から20期までの過去の答申についてざっくりとではございますが、ご説明させていただくところなのですが、ただ、審議していただいたものの分量もすごく多いものになりますので、そこの課題というところでなっているものというところを中心に3期分の概要を説明させていただきたいというふうに考えております。

まず、第18期の答申になります。生涯学習計画の策定に向けた課題抽出というのがテーマでございましたので、この課題抽出というところでメーンとなったのが第4章というところで、「くにたち」の生涯学習計画とめざす「まち」のかたちというところでご提案いただいております。

その中の1節の中で、市民による地域再生と生涯学習の役割というところの一部を抜粋させていただいたのですけれども、我々の社会は、人と人のつながりにより成り立っており、足りない部分はお互いが補い合い支え合うのが人間社会ともいえる。人は、学び合い、教え合うことによいそのつながりは一層深まることとなり、いつでも、どこでも、誰もがともに学ぶことのできる生涯学習の推進は、より豊かな社会の創造を助け、そのことがひいては平和で豊かな社会の創出にもつながるというところで、先ほどご説明させていただきました生涯学習の理念というところが、いつでも、どこでも、誰もがともに学ぶことのできる生涯学習の推進というところに反映されている

かと思っております。

2節の、めざす「まち」のかたちと生涯学習計画策定の課題というところでございますが、こちらは答申書のほうを見ながらご説明させていただきたいと思います。さまざま課題があるというところで、第18期の答申の中の12ページをごらんいただければと思っております。内容については後でごらんただければと思っておりますけれども、項目をご紹介させていただきたいというふうに考えています。

12ページのほうをめくっていただきまして、2節のめざす「まち」のかたちと生涯学習計画策定の課題というところで、ご紹介しましたいつでも、どこでも、誰もが学習できる豊かな生涯学習社会構築のためにはと題しまして、核となり得る人材の育成が必要であるということ。下1段いっていただきまして、行政内の関連セクションの横の連携・仕組みづくりも必要であるというふうにご提案いただいております。この2節の3段落目にいっていただきまして、その4行目に、団塊の世代が多くいらっしゃるというところで、団体世代をはじめとする広く国立市民に対する学習機会の提供やその成果を生かす仕組みづくりが必要であるということもご提案いただいております。

その下の段落にいっていただきまして、法改正にもあった学校と社会教育とのかかわりというところでご提案いただいている内容でございますが、こちらの5段落目のところに、多様な教育活動の展開について、それまでにも増して地域社会・地域住民との連携を期待したいところである。そのためにも、地域と連携・協働に向けた仕組みやその窓口となる担当者を双方に配置していく必要があるというご提案を頂戴しております。

もう1つ重要な課題である家庭教育支援というところでは、子供は学校を中心にしてのみ育むものではなく、家庭はもとより地域においてもその育成がなされるものであるというところで、地域において子供を育てるという意識を市民自身が持つと同時に、大人は地域の一員であることを十分に自覚、行政としても、家庭教育へのさらなる支援とともに、子供の健全育成に向けた取り組みを行っているさまざまな団体に対し、それら団体を所管・支援する体制を整えていく必要があるというところです。

また、6段目には、国立の特長というところで、市内の大学を有する点においても、大学が地域社会の構成員として教育・研究の幅を広げていただくというところとともに、行政も地域住民の期待に対し、積極的に関与していただけるような仕組みを整えていくことが求められているということ。また、このページの以下のところでは、社会教育施設も今後継続して整備を考えていく必要があるというところもご提案いただいているところです。

これらの課題というところ、さまざまな問題を抱える国立市ではあるがというところで、3段落目のところに、学びたい気持ちのある人に対し、広く門戸を開け、学びたいと行動を起こす人が躊躇しなくて済む生涯学習社会に向けた取り組みを推進していくことが大切であるというふうにご提案いただいているところであります。

最後の部分には、市民をはじめとする国立に集う人々と行政がともに課題解決に向け協働できる豊かな生涯学習社会の育成に向けた生涯学習計画の策定に期待するというところで答申が終わっているようなところでございます。18期の答申の課題の抽出というところでさまざまな課題をご提示いただいたというところがございます。

次にいきまして、19期の答申のほうをご説明させていただきます。 18期も同じような構成だったのですけれども、審議の進め方として、まず、 社会教育委員の会に集まっている皆様が市内で活動されている団体から出 てきていただいていたというところがありますので、その方たちの活動の状況であるところから国立の現状を見ようということをまず審議の中でされました。なので、第19期の答申の前半のほうは国立の現状というところで、選出されている委員の状況をご報告いただいているというところがございます。他地域の事例だとか国との事業というのが前半にありまして、最後にご提案の部分として、この第5章、今後の学校支援のあり方という答申を頂戴しました。

特にこの答申については、見出し等がなかったので、私のほうで必要な部分について抜粋させていただいたところなのですけれども、1番が、諸機関・団体の学校支援の内容をお互いに関心をもって知り合う機会を持つことというところで、この19期のときは、市内で活動がさまざまたくさん行われているというところが、ただ、その情報を集めたりとか共有したり、保管したり、発信したりという同じ市内で活動されている中でも、なかなかその情報を共有するということにすごく難しさを感じているというところが皆様の共通の認識として考えられたようなところがあったように事務局として参加していて感じたところです。

2番の情報収集に関する問題というところで、国立市というところに限らず、情報収集が今後の課題であるというところを提案いただきました。

3番目としては、現在行われている学校支援を今後も継続して発展させるためにというところで、人から変わると事業も変わってきたり、1人の人に負担が大きくなったりというようなことがある中で、組織的な支援の方策をというところをご提案いただいて、そこもつながるところで、4番目に、国立市全域にわたる学校支援体制をつくっていく必要があるのではないかというところで知恵を頂戴いたしました。

次に、前期、第20期の答申を説明させていただきます。家庭教育支援の充実ということが20期のテーマでありましたけれども、なかなか家庭に対して、家庭の教育を支援するのは難しいということから出発したようなことに事務局として感じています。ただ、第2章、国立市の家庭教育の課題と今後の方向性。1節、国立市の家庭教育支援の課題。1、支援の多様性と支援のつながり、課題を捉える視点というところが皆様の中で多くの議論があったところかというふうに考えております。そのあたりについては、この20期の答申の18ページにございました。

18ページの一番下のところに、支援の多様性と支援のつながりについてどういうことかということで記述があるのですけれども、支援の多様性というのは、家庭教育の多様なあり方を尊重し、多様なニーズに応え得る幅広い取り組みをそろえることを意味しているが、それは、支援が届いていることでもある。国の支援の対応だと、一般支援のつながりと題して、子供の発達でもある。国の支援を切れ目なく提供することに加えて、さまざまな子育て家庭を支える地域の人々のつながりをつくり出すこと、さまざまな支援の仕組みがつながり合うことを意味している。そのためには、個々の取り組みを有機的につなげるネットワークをつくっていく、あるいは既存のネットワークを家庭教育支援に活用する試みが求められているというふうな形で提案を受けております。

2節の中では、多様な家庭教育のあり方を支えていくこととはどういうことか、望まれるところに支援を届けるということはどういうことか、乳幼児から青年期まで切れ目のない支援を実現すること、以下、子育て家庭を支える地域の人々のつながりとさまざまな取り組みのつながりをつくり出すこととはどういうことかというところで課題を理解させていただきました。

その2章の2節の中では、これからの国立市における家庭教育支援の方策というところで、たくさんのメニューを出していただきました。1番としては、多様なニーズを把握し、必要なところに必要な支援を届けるための情報流通体制の充実。2番としては、各家庭がそれぞれの家庭教育のあり方に自信を持つことを応援する学びの機会の充実。3番としては、家庭教育支援のネットワークをつくる体制づくりというところです。考えていただいて、すごく貴重なご意見を頂戴してというところでございます。

18から20期までの答申を見てきたところなのですけれども、18期から20期までそれぞれ事柄としては異なっている部分ではあったのですが、共通として課題となっているところというのもございました。18期のところに共通する部分が特に多いのですけれども、生涯学習を行っていく上での核となり得る人材をどういうふうに育成していくのか。行政内の関連セクションの横の連携、仕組みづくりを、では、どういうふうにつくるのか。団塊世代をはじめとする国立市民に対する学習機会の提供やその成果を生かす仕組みづくりを、では、どういうふうにつくっていけばいいのか。社会教育施設、大学の他機関、PTAとの連携を図る支援をどう推進していくのか。大学が地域社会の構成員として、地域住民の期待に対して積極的に関与する仕組みの整備、仕組みの整備というところは行政の課題として、社会教育施設の整備拡充。情報と情報、人と人とを結ぶ有機的なシステムの構築、情報共有・交換・発信、収集というところの方法、情報流通体制の充実というところです。

別の課題としては、学校においても多様な教育活動の展開について、これまでにも増して地域社会、地域住民との連携を期待したいというところだとか、学校・家庭・地域が一体となって次代を拓く子供たちを育てることが期待されているであるとか、家庭教育支援というところでは、家庭教育支援というところでは、家庭教育をとしてもいるさまざまな団体に対し、子供の健全育成に向けた取り組みを行っているさまざまな団体に対し、団体を所管する、支援する体制を整えていく必要性というところが18から20期までの共通の課題としても挙がっておりますし、そのことについも、20期までの共通の課題としても挙がっておりますし、そのことについも、おいらこういった課題解決に向けた方策を、ただ、一筋縄ではなかなら、おいものが多いものですから、21期の委員の皆様のお力をかりながら、さまでも対し、解決策を検討していきたいというようなところであります。

では、今回の、21期の諮問、改めてお伝えするようなことではないのですけれども、これまで国立市で――「これまで国立市で」が2つありますね。こちらは修正をお願いします――行われてきた市民が主体となった生涯学習の多くの取り組みというところ、また、今回ご説明いたしました既に提出されている18期から20期の答申というところを踏まえた上で、国立市として生涯学習というところが新たな役割を出していくというところにおいて、基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について、ぜひ皆様のお力をかりながら解決するというところに当たって諮問させていただきたいというところでございます。

拙い説明ではございましたが、委員の皆様の議論の出発点として参考にしていただければ幸いです。

私の説明としては以上でございます。

柳田議長 ありがとうございました。18期から20期の答申ということで、それ ぞれは分量がかなり多く、とても貴重な答申としてまとめられているかと思 います。今回は18期の課題をもとに19期、20期で答申されたものを踏 まえて、21期でということですが、前回、教育長さんのお話の中に、基本構想の策定に向けて準備段階としてというようなことがありましたことと、今後の施策、計画に資する答申をいただければということですので、かなり重要な答申になるのではないかと思っています。

まずは、今回のこの社会教育委員の会の中にこれまでの委員の会にかかわっておられました方がいらっしゃいますので、その当時のご様子であったり、ご感想であったり、何か補足するところがございましたら、お話をお伺いしたいのですが。

田中委員 田中です。18期の後半の1年、図書館のほうから1年だけこの社会教育委員の会に参加しました。今、改めて見直して、懐かしいなと思いながら読み直してみたのですけれども、ちょっと補足が2点ほど、私のほうからあります。

生涯学習と社会教育の意味のことも初めてそこでわかったので、今、また 改めて社会教育ではなくて、生涯学習全体についての考え方を模索していけ ればと思ったのですけれども、1つは、18期の1つの大きな特徴であるの が、最初と、それから最後にちょっと書いたものがあるのですけれども、理 念になってしまうのですが、ユネスコの学習権宣言という、『ドロールレポ ート』をベースにして考えていた経過がありました。それは18期のところ にあるので、ちょっと今、読みたいと思うのですが、ユネスコが1996年 に出した『ドロールレポート』の中にあるもので、『失業・格差の増大・暴 力・人種差別・環境破壊・戦争などの問題を憂慮しながら、今後の世界にお いて人々が共存していく上で学習が果たす役割に期待を寄せ、知ることを学 ぶ、なすことを学ぶ、ともに生きることを学ぶ、人間として生きることを学 ぶ』という4つの柱が提示されているのですが、特にこの中で、ともに生き ることを学ぶ、つまり learning to live with others という言葉に、私も 当時これを初めて知って、とても印象深かったのです。社会教育というのは、 その当時の、そのときの社会が必要としている、社会の課題に対してどんな ふうに人が向き合っていくのか、どういうふうに生き延びていくのかという ことを模索していくと思うのですが、やはりこの『ドロールレポート』が出 たときにもそうだと思うのですけれども、孤立していく人たち、というので すか、人を孤立させない、人とつながる中で一緒に学びながら一緒に生きて いく、ということをベースにするということでした。実は18期にいろいろ な「つながる」という言葉が出てきているのですけれども、それがこのドロ ールレポートの中にある、ともに生きるため、人と一緒に生きるために学ぶ、 ということを考えたということを思い出しました。

それは実は18期の最後にもそれを国立らしさとしてつけ加えたのですが、国立に住み、集う人々を国立の資源と捉え、他者とともに生きることを学ぶことを中核に据えて検討していくという、そういうことを国立の生涯学習としては中核に据えたいという意味を込めたと思います。だから、自分らしさとか、自分だけではなくて、人とともに生きていく社会を一緒につくっていくために私たちは学ぶのだ、ということが結構特徴として掲げられていたのかということを思いました。

それともう1つは、今、最後のまとめの中にも幾つかあったのですけれども、皆様がいいことをいろいろ現場でなさっていても、縦割りでそれぞれが市民の側に伝わっていかないということがかなり課題としてありました。その後に、19期、20期にも伝えられているものですけれども。なので、情報の共有ですとか、コーディネートの人材の養成というのはその後も出てきましたが、例えば市からの情報発信がばらばらであるということがとても言

われたのです。つまり、オアシスがあり、市報があり、公民館だよりがある というふうに、市の行政の立場からの発信はあるのだけれども、必要とする 市民側の視点に立った情報発信がないので、受け取る市民はどこを見ていい かわからない。

例えばスポーツのことにしても、公民館だよりに載っているし、市報にも載っていることがあるし、オアシスに載っている、みたいな。つまり、発信する側の必要なやり方で情報が発信されていて、ほんとうに必要な人のところに必要な情報が届かないという現状があるということが認識されていたと思います。それが先ほどのまとめられた言葉の中にはそういうふうに出てこないのですけれども。なので、少なくとも情報発信、情報共有の課題がそこにはあるということはいまだに、現状も多分同じだと思うので、そこが議論されていました。

つけ加えるとしてはその2点でしょうか。

柳田議長 ありがとうございました。国立らしさということで、ともに生きる、ともに学び合うという、教え合うということが、これは私、20期に参加させていただいたのですが、そこでも家庭教育の中で少し話は出てきたかと思います。

今のお話で何かご質問等ございますでしょうか。

19期はこの委員会にはいらっしゃらないですね。

それでは、20期にいらした委員の方々から何かご様子等、お話しいただければと思います。

川廷委員 川廷と申します。

今、田中さんは補足というようなことで、答申そのもののことについて補足されたのですけれども、私は、ちょっと家庭教育支援の答申をつくっていく上で、自分で考えていたことという点でお話しさせていただきます。

家庭教育支援ということで答申するのについて、今回のように、事務局のほうからいろいろな説明を受けたり、各課からお話をいただいて勉強した後で、それぞれが自分の持っているイメージで家庭教育支援をレポートするということになりました。

それで、そのときに、自分としては図書館の家庭教育支援についてということと、それから、親の育ちを応援する学びの機会を充実するという2点についてレポートすることにしました。図書館については、委員の皆様に、まず、図書館でこういうことをやっているということを知っていただきたいということで話をして、それから、親の育ちを応援する学びの機会については、その前にちょっと研修会に行ったときに、やはり学ぶ機会というのが親にとって不足しているし、それなくしてはやはり家庭教育支援が成り立たないと思いまして、そこで、私は、親が学ぶ機会としては、PTA活動の中で親が学ぶチャンスをもっとつくったらいいのではないかと思いました。ただ、それは、ずっとその後いろいろ皆様と会議を重ねていく中では、なかな難しいということもわかってきました。最終的な答申の中では、各家庭がそれぞれの家庭教育のあり方に自信を持つことを応援する学びの機会の充実というふうなことで大きく取り上げられているので、それはよかったと思っております。

それから、1 つずつの言葉で言うと、サードプレイスということがすごく、 そういった場があったら、親もいろいろな情報が交換できていいと思ったり、 先ほど田中さんのお話があった中で、情報の集約ということは、やはり 20期でも話題になりました。 それから、答申をつくる中で、家庭教育支援のイメージというのが、なかなか委員全体の中で共有できなかったのではないかという気が私はしているのです。それで、目次をつくる時点で、議長さんのほうで目次の案をつくってくださったのですけれども、そのときまだ問題がなかなか整理し切れていなかったので、その後分担して執筆したものをまとめていくのがなかなか苦労が多かったと思いました。議長の松田先生はじめ、皆様のおかげでちゃんとした形にまとまったと思います。

柳田議長 ありがとうございました。 太田先生は何かございますでしょうか。

太田委員 私も20期に参加しておりましたけれども、最初から最後まで結構難しいという思いが消えず、最後、ほんとうに答申ができてよかったと思ったのですが、何が難しかったかといいますと、おそらく最初の時点は、家庭教育支援、家庭教育の中身に何か口出しをするような、そういうふうな方向に行ってはいけないのではないかという意識が何人かの方と共有することがあったりしたわけなのですが、一方で、やはり家庭にここだけはぜひお願いしたいというような具体的な提案も意見として出されたりとか、それに対して、それはある意味で価値の押しつけなのではないかというような反論がありましたりとか、かなり中身に関して厳しいやりとりが続いた2年間だったのではないかというふうに思っています。

そういうやりとりがあって、最後、まとめるのに時間がかかりましたけれども、率直な議論をしたおかげで、答申ができ上がったというところもあるので、それはよかったというふうに思っています。

それから、具体的なところ、その答申のまとめ方というところで言うと、なかなか全体像が見えない中で1年半ぐらいを過ごしてしまったので、具体的にどの辺がポイントで、どういう内容を書き込めばいいのかという、その具体的なイメージができるのがかなりおくれてしまったというところがありまして、最後の3カ月ぐらいでぱたぱたとやらざるを得なかったところがありまして、できるだけ早いうちに率直な議論を交わして、具体的なイメージを共有する段階までいければいいのかというふうに、今期ではそういうふうにできればいいかと思っています。

柳田議長 ありがとうございました。特に20期では、今、太田先生や川廷委員さんがおっしゃったように、非常にごたごたという中で進んできた状況もありました。その一方で非常に深い議論ができました。

その他の委員の皆様、何か18期から20期の答申についてご感想等ございますでしょうか。

ないようですので、またじっくり読んでいただければということになります。今回は18期から20期答申を踏まえて21期の委員の皆様方の考え方というものを答申に盛り込んでいくことになるかと思います。

それで、今後の進め方ということになりますが、今、資料3にスケジュール案が出ております。事務局からご説明いただいてよろしいでしょうか。

事務局 では、21期の社会教育委員の会のスケジュールというところで、あくまでも事務局でご用意したたたき台でございますので、ご意見頂戴しながら議論を進めていただきたいと思いますし、今の段階でもご意見あれば、ぜひ聞かせていただいて反映していきたいというふうに考えています。

第1回と第2回については行ってきたところでございますが、次回、第

3回というところでは、国立市の概要というところで結果がありますので、 関連するところを抜粋するであるとか、また、これまで国立市のほうでつく っている基本構想だとか、教育委員会の教育目標であるとか、市としての方 針というところが、そんなに分量があるものではないのですけれども、方針 的なものがございますので、ちょっとそのあたりのことをまた事務局のほう からご説明させていただければというところでございます。

また、あわせまして、国立市で行っている生涯学習関連事業であるとか、 簡単に体系が出たものというのがありますので、そのあたり、今後ご説明し ていきたいというふうに考えております。

それ以降というところで、審議を進めていくに当たって、まずは皆様の中で基本理念というところで、共通認識になるものというのを考えていただければというふうに考えているのですが、すぐにそういう議論というのも難しいかというところがございますので、第4回定例会と第5回定例会については、国立市の現状と課題というところで、委員の方からご発表いただくとか、ご報告いただきながら国立市の現状と課題というところが答申の中でも出てきたところなのですけれども、共通認識を持っていただくような機会になればいいかというふうに考えております。

第6回と第7回については、これから考えていく上での基本理念というと ころを考えていただければ、議論していただければと思っております。

それを踏まえまして、第8回、9回では、基本理念に基づく体系はどういうふうな形になるのだろうかというところで、体系についてご議論いただければというふうに考えております。

それ以降の第10回から15回までに関しては、第2回から第9回までの議論をもとに、では、具体的な体系だとか重点施策をどういうふうに進めていけばいいのかというところでご議論いただくというようなこととか、また、20期だと視察に、港区芝の家に行ったりですとかということがあったので、具体的な事例を検証するような必要があれば、視察ですとか、また、インタビューで可能な限りというところがあるのですけれども、職員だとか、また、講師を呼んでのインタビューであるとかということも可能なことがあるかと思いますので、そのあたりは議論を踏まえながら考えていければというふうに思っているところです。

来年の8月以降に関しては、章立ての検討であるとか、答申の作成に向けた具体的なまとめの作業に入っていただければというふうに考えているところです。

事務局としてはそういうふうな形でたたき台をつくりましたので、ぜひご 議論いただければと思います。

柳田議長 ありがとうございました。今、事務局からこのようなスケジュールということでご提案いただいております。

まず、次回が、国立市の概要ということで、国立市はどういう市なのかということと、これまでのさまざまなアンケート、調査、その結果を踏まえて、どのような課題が出ているのかという、その前段ということになるかと思いますが。あとは国立市のこれまでの生涯学習関連とか、事業等ということです。

その後、4回、5回目がそれを踏まえて、国立市の現状と課題ということで、ここで委員の皆様方で課題の共有をしていかなければならないかと思っております。その後は、この答申に向けてのことになっていくわけですが、基本理念ということになりますが、おそらく国立市の基本計画等もありますので、そちらからもいろいろな理念というものが出されるかと思いますが、

それらも踏まえてということになるかと思います。その後は体系化に向けて、 先ほどの例ですと、大項目、中項目、小項目というような形でそれぞれ推進 すべきものとか目標等、あるいは実際の施策というものを出していくことに なるかと思います。来年の夏以降に章立ての検討ということがありますが、 先ほどご意見がございましたように、あまりおそいとなかなかまとまらなく なってしまうかもしれませんので、できる限り早く章立ての検討に入ってい ければと考えておりますが、このようなスケジュール案で何かご意見等、こ のようにしたほうがいいというものがありましたら、何なりとご発言いただ ければと思います。

間瀬委員 間瀬です。

ちょっと幾つか連続してお聞きしたいことがございます。生涯学習の推進計画だったり振興計画だったり振興・推進計画だったりと、名前はいろいろあると思うのですけれども、これまでの国立市でそれは存在しているのですかということです。つまり、初めてこの生涯学習振興・推進計画というものをつくるのか、いや、そうではなくて、もう第何弾ですということはいかがですか。

- 事務局 生涯学習計画は国立市ではありませんが、過去に生涯学習に関する体系的 なものを整理したことはありますので、それは次回紹介させていただくよう に。基本としてはございません。
- 間瀬委員 なるほど。先ほど六、七割の多摩関連の市では設けているという中に国立市は入っていなかったということなのですね。つまり、初めての試みということですね。わかりました。いや、もし初めてではなければ、第1とか第2があれば、これまでこの19期、20期、20期近くやってきた社会教育委員の会の中で、同じことがあったのかということをお聞きしたかったのです。そうすれば、どういったものが実際にでき上がって、その答申はどんなものだったのかということをお聞きしたかった。

それで、私の予想と違う答えが返ってきたので、続けてお聞きしますけれども、その生涯学習振興・推進計画というものを初めて策定するということになったときに、その計画の策定執筆者はどちらがやることになるのかお聞きしたいのです。それは生涯学習課が筆をとるのか、それとも答申が、イコール生涯学習振興・推進計画になるのかということです。そこをちょっとお聞きしたいのです。

事務局 実はまだ生涯学習計画を教育委員会として策定していこうということは決まっていない状況の中で、まず、体系的なものだったり重点施策を整理していただきたいということで今回答申させていただいています。

執筆者というところで、まだ決まっていない中での話にはなるのですけれども、最終的には教育委員会がつくるものにはなるのですが、すみません、つくるという前提でお話ししていますけれども、ただ、答申を踏まえて計画をつくりますので、そういった意味では、この会の中である程度形づくったものを教育委員会のほうで肉づけをして、計画を策定するというイメージを思っていたのですけれども。

間瀬委員 わかりました。最終的に筆を整えたり、筆を入れるのは、この社会教育 委員の会ではなくて、そこの名義でつくるということですね。生涯学習課な のか教育委員会なのかちょっとよくわからないですけれども。

- 事務局 そうです。計画の策定者というのは各市、教育委員会の市だと教育委員会 になりますから。我々ということになります。
- 事務局 ちょっとすみません、補足で。あくまでも諮問で、名称の部分はいろいろあるかと思いますけれども、計画にかかわる基本施策の体系や重点施策、そのあり方について諮問しておりますので、その方針については、この会の委員の皆様でしていただきます。それらを踏まえて事務局として、今後、例えば計画を策定するとか、そういう部分については市のほうでそれを踏まえてやっていく、そういうふうなことでご理解いただけたらと思います。
- 間瀬委員 わかりました。ちなみに稲城の事例というのを挙げていただきましたけれども、あれは、何かあれが策定されるまでにこういった何らかの市民の、あるいは社会教育委員の会が下書きというか、前段みたいなものは、それを今の現時点では、整理しておられないですか。
- 事務局 第1期をつくるに当たって、市民の方々にいろいろな機関から計画の前段階になる理念的なものをまとめたということを聞いているのですけれども、 それは社会教育委員の会ではないですけれども、各団体さんから集まっていただいてつくったものを理念としてまとめたということです。
- 間瀬委員はい、わかりました。今、これまでに続けてきた質問の意図というのは、 先ほどのお話にあったように、最終的なゴールがどのような形のものの答申 の形をとるのかというのをお聞きしたくてお尋ねしました。最終的なゴール というのが、この施策の体系ができていて、理念があって、体系があって、 重点施策が並んでいて、こういうことをしろとまさに生涯学習計画そのもの を市民案みたいな形で、社会教育委員の会案みたいな形で提案するという形 をとるのか、それともどういう、こんなふうにしてくださいみたいな要望と か希望みたいなものを並べていくだけのものになるのかというのが、ちょっ とよく見えていなかったので、前例があれば、ある程度やりやすくなるかと は思ったのですけれども、前例のないということですので、それこそどなた で決めることなのかちょっと。みんなで決めることなのか、議長、副議長で ある程度ゴールの何となくの形を見据えるのかわからないですけれども、早 い段階でそこをつくっておかないと、どういう形に答申すればいいのかとい うのがわかりづらいところがあるので、その間にどういうふうにゴールをつ くっていくのかということを考えていくというか、考えていただければとい うふうに思っております。が意見、質問になります。
- 柳田議長 ありがとうございました。先ほど事務局からもお話がありましたように、 あくまでも答申ということで、冒頭にお話ししましたけれども、教育長さん からの話で、今後の施策、計画に資する答申をいただければということです ので、どのような形の答申にするのが一番望ましいのかというのは、これか ら議論の中でも出てきますでしょうし、事務局とまた相談しながらという形 で、方向性を示すことができたらと考えております。

田中委員田中です。

18期のときには、生涯学習計画を5年後には策定するのだというふうに承りました。それで、策定に向けての課題の抽出をしたという記憶があるので、そのときは、周りの自治体はみんな既につくっていて、国立市は大変お

くれていて、次の基本構想にも入らないのでということで、なるべく早くつくりたいからというふうなことを当時の事務局から伺ったのですが、そうすると、つくらなくてもいいというレベルのものでおくれているのですか、つまり、生涯学習計画というのは、国立市においては。まだつくるかどうかわからないということを今、言われたので、ちょっとびっくりしたのですけれども。

事務局 つくらないということではなくて、先ほど連続性ということで、18期のいろいろな課題を受けて、教育基本法の改正があり、大きなところで学校教育、家庭教育、この辺の部分の議論がまだいろいろな部分で課題もあるということで、特に大きかったこの2点を中心に今回、過去2回分の社会教育委員の会でご議論いただいて答申をいただいておるということで、ここの部分の答申もある程度出てきたということもありましたので、5年という部分で、当時の事務局の考えはあったのかもしれませんけれども、おくれているかもしれませんけれども、やはり生涯学習を推進していくためのあり方というのは重要であろうということもありましたので、改めてにはなるのですけれども、この期で諮問しておるという状況でございます。

柳田議長 よろしいでしょうか。

田中委員あります。田中です。

ということは、いつまでにというゴール、中身のゴールではなくて、期限的なゴールも今は持っていらっしゃらないということでよろしいでしょうか。

事務局 特に何年度までにはつくらなければならないというのはありませんけれども、このご議論いただいて、答申いただいてということで、生涯学習の施策的なあり方も含めて推進していくためには、計画づくりというものが必要な行為であろうということもありますので、どちらかというと、今、さまざまな事業を中心にしておりますけれども、さまざまな課題もありますので、ここで整理して、より効果的な推進方法を見きわめていきたいということで諮問して、答申をいただきたいということでございます。

倉持委員 倉持です。

今の議論を伺っていると、あまり決まっていない部分、わりと自由に議論できるのかというふうに前向きに受けとめているのですけれども、幾つかとしたの生涯学習や推進計画等にかかわらせていただいて感じていることかいるのと、やはりどこまで計画に入れるかとか、あるいはどういうビジョンとか、どういう将来像を描くかというところがすごく大事だというふうに思いるのと、その市らしさみたいなところとか特徴というのを資料を取りたると反映させられるかというところが、やはり幾つかの市の資料を取のもしたがよけら始まって、現在の市の状況とかが描かれていて、体系図も似たようなであら始まって、現在の市の状況とかが描かれていて、体系図も似たようながあって、それだと国立市のこれまで取り組んできた豊かな社会教育というふうになってしまうと、とても残念だというふうに思いますので、行からからなってしまうと、とても残念だというふうに思いますので、自由な、あるいは、先ほど今までの議論の中で特徴を伺ってとても勉強になりましたが、どういうことに特に比重をかけていきたいかというところを、

広く浅くまんべんなく生涯学習計画ってやりがちな部分もある。

それも含めて、多分ここで議論するのだと思うのですけれども、国立市役所がやっている教育委員会以外の担当事業なども含めて、広く浅く網羅的に生涯学習に、何だって学べば生涯学習ということで、広く浅く網羅するということも1つは、生涯学習っていろいろな場面で行われているのだということを知る上では大事だと思うのですけれども、そうすると、カラーは弱まってしまうので、その分何かメッセージ性を出していくのかとか、あるいは目立つ事業なんかを表に出していくのかを含めて、しかし、絞ってしまうと、その分、やはりまたどこかの部署だけがやる縦割り的なメッセージにもなってしまうし、どういうところに比重を置くかというところをこの中で意見交換できれば、少しカラーというか、よさというか、メッセージというができてくるかとうふうに感じました。感想になってしまいました。すみません。

柳田議長 ありがとうございました。

髙坂委員 ちょっといいですか。髙坂ですが。

今のお話を聞いていて、また考えたことなのですけれども、こういうもの、例えばこの学習計画があるからうまくいっているというふうにイコールではないと思うのです。だから、国立は国立なりに進んでいて、あるいはその他の地域ももっと細かな地域ごとでうまくいっていて、それをまたまとめていくような動きが必要で、さらにステップアップしていこうという動きなんかがあったりなんかするということもあると思うのですけれども、だから、今までやってきたことでもすばらしいことはいっぱいあるし、この答申自体もとてもすばらしいものだと見せていただいて改めて思っているのですけれども。

今、おっしゃったように、幅を広く、これからいろいろなことでよりよくしていくために、では、今までの積み重ねもあって、国立市としてこういうふうに進んできてすばらしい点もある。では、それをよりよくしてくために計画を練るための意見を出していこうということでいいのかというように思うのですけれども、ちょっと基本的なことをご存じの方にお聞きしたいのですけれども、こういう答申を出していく中で、非常に長期の協議や審議になっていって、その間にどんどん変化もありますよね。途中のその中で、国なんかでもそうですけれども、動き出すことがあります、実際の施策や事業や何かで。

そういうものがないと、はるかかなたの中で、考えよっては、ここで机上の空論のことをやっているだけでは、ここで話し合っている意味がすごく詰まってしまうと思うのですけれども、この6年間、これから7年目、8年目という中で、途中でこういうものが出されている中で、何か具体的に施策として、あるいは事業として行われたことといったものはあるのですか。何かそういうものがないと、もちろんこれを考えるとすばらしいと思いますけれども、やはり具体的なものがないと、ちょっとモチベーションというか、そういうものが上がっていかないような気もするのだけれども、そういうのって何か具体的にあるのですか。

だから、こういう課題の中で、いろいろ出て、またそれを何とかしていこうという。では、これができて、また、策定されて、また具体的なものがどんどん進む。何年後かに出発するというのでは、何かあれなのだけれども。多分、実際に見ると、もう動き出しているものがいっぱいあると思うのです。別の部署で放課後子ども総合プラン、これは国のあれで、予算も配置されるので、あと2年か、確実にやっていこう。こんなこともすごく関連はして

いますよね。あるいは昨年度から始まった放課後学習支援教室なども、こういったものを踏まえて、家庭学習と学校教育が相乗的にうまくいくようにということで、多分教育委員会のほうで、そういうことも含めて施策として持ち出して進行しているのだと思うのです。

だから、やはり何かそういう具体的なものを見ながら進んでいったほうが、 僕たちもさらに意欲が湧いてくるのではないかというふうに思うのですけれども、これで6年目、またその次に、次の2年、さらに深まったものをつくっていくということで、ほんとうに長大なものになってしまうような気がして。そのあたりも多分それを総合してちょっとデータを出していただくと、こういうことで少しこういったものが生かされて進行しているのだというのがあるとさらにいいのではないかというふうに思いますけれども。 以上です。

柳田議長ありがとうございました。

間瀬委員 間瀬です。すみません、何度も。

今、倉持さんと髙坂さんがおっしゃっていたように、地域性とか具体性と いうところに注目するということの必要性というのは、私は公民館運営審議 会から来ているのですけれども、今日、お配りしているこの第29期国立市 公民館運営審議会の答申をつくるときにも出てきたことで、最初はやはり国 はこういうことを考えてこれからやろうとしている、都はこういうことを考 えてこれからしようとしている、では、それに乗っかって国立市はどういう 形でこういうことをやりましょうということに、僕も最初はそういう意識で というか、それが当たり前なのかと思ってやっていたら、公民館運営審議会 の委員の中の方が、そんなことはどうでもいいのだ、今、国立市で何が起き ていて、それに対してどういうことが課題でやっていくことというのが地方 自治体の中でやっていくべきことなのだということになったので、この答申 というのは、基本的に国立市で今、統計が、少子高齢化社会になっています とか、あるいは安心安全とかいろいろな、では、自然はどうなのかという課 題があったときに、国立でちゃんと見てみないと、いや、その問題は実は世 の中が問題と言っているけれども、国立は既にクリアしているのだとか、世 の中はいいと言っているかもしれないけれども、国立に関してはその問題は 結構重要だということがあったりするので、やはり国とか都のことを無視す ることを今、伝えているわけではなくて、やはり地域性とか具体的に国立市 で行われていることというところをしっかり見て、そこを改善したりとか、 拡充したりとかということを考えていくことができたらいいのかというこ とを自分が公民館運営審議会の中でやってみて改めてそうだというふうに 思ったところです。

柳田議長 ありがとうございました。

倉持委員 私も乗っかってしゃべっていいですか。すみません、倉持です。

具体的なものをどれだけ出すかもぜひここで議論できたらおもしろいと思うのですけれども、計画によってはほんとうに理念的なものだけで終わらせるものと、具体的な事業まで提案するものとあるのです。武蔵野市で計画づくりにかかわったときは、武蔵野らしさを生かした事業というのをその計画をもとに新たに新規事業を立ち上げて、その後数年間でその事業をやったり、公募型の事業を提案して、そこからやったりとかもしているのですけれども、そうではなくて、既存の事業を位置づけて進捗を評価する。評価者の

視点から評価するというのにとどまっているところもあるのです。

つくる段階でもどれだけ具体的な話を入れていくかというのもあると思いますし、もし具体的に基づいてやるのだったらヒアリングしたりとか、調査したりとかということも必要になってくる場合もあると思うので、それも進め方にちょっと影響を与えてくるかと思いました。

柳田議長ありがとうございました。

事務局 事務局からよろしいでしょうか。

ちょっと今、倉持委員のお話を伺いまして、実は、今回スケジュール案を考えるに当たって、上から考えていくのか、下から考えていくのか。具体的に言いますと、理念のほうから先に考えて、理念に基づいて具体的なものを考えていくかという議論と、下から、現状の課題からどんなことが必要とされているか。それを寄せ集めて体系や、理念というのを下からどんどん上げていくというところで、事務局の中でも話が出まして、今回、示させていただいたのが上から議論していくという案になっているのですけれども。もしちょっとそのあたりの進め方についても、皆様のご意見を伺えればありがたいと思います。

ちょっとその議論が一段落ついたらというところで申しわけないのですけれども、ちょっとこれは細かい話なのですが、第4回、第5回で委員発表というものを入れさせていただいておりまして、今、2回、10名いらっしゃいますので、5名、5名で、1人持ち時間大体15分、20分ぐらいかというところで考えているのですけれども。

それで、委員発表いただきたいというのは、大学の先生だったり、公民館運営審議会であったり、図書館協議会だったり、さまざまな機関の方がいらっしゃいますので、皆様の感じていることを、各自が今、していることを発表していただきたいということで現状把握につなげていきたいということで考えておりますけれども、ちょっと2回で収まるのかというところもまた最後のほうでお話しいただければと思っています。

すみません、以上です。

柳田議長わかりました。

今、多くの委員の皆様からの大変貴重な意見とご提案をいただきました。 それを踏まえて、いかがでしょうか。今後の進め方ということで何かご提案 等ございましたら。

太田委員 太田です。

次回、第3回で事務局のほうから現在国立市で行っている事業体系等の概要をご説明いただけるということだったのですが、お願いなのですけれども、ぜひここで、先ほど髙坂さんもおっしゃっていたようなことを盛り込んでいただければ。つまり、これまで社会教育委員の会で出された答申というものがどれぐらい反映されて事業化しているのかというようなところがわかれば、ぜひそれもご紹介いただきたいということと、今まで、今回、18期以降の内容を確認してきたわけですけれども、既にいろいろなことが提案されていて、かなり具体的なところまで意見として出されていて、その都度、答案を受け取られるたびに、教育長さんができる限り生かしていくというようなことをおっしゃっておられるはずなので、実際に生かされているだろうというふうな期待を持ってここにいるわけですが、これまでの6年分の議論が今、どういう状況になっているのか。

それを踏まえないと、これからの計画について考えるというのは無理だろうというふうに思うので、これまでの答申の行方がどうなっているのかというのもあわせてご報告いただければありがたいと思っています。

あともう1つよろしいでしょうか。その次の第4回、5回で委員から考えを発表するというようなことだったわけですが、これをもう少しおくらせることができないか。早く着手したほうがいいというのは、先ほど私も自分で申し上げたことなのですが、現状を知った上で、率直に素朴な意見を交わす機会というのももう少し早目の段階であったほうがいいと思うので、それを踏まえて、多分各委員が持ち寄る情報なり意見なりというのも的が絞れてくるような気がしております。

ということで、3回目でご報告を事務局からいただいた後に、ざっくばらんな意見交換というような回を入れてはどうかというふうにご提案したいと思うのですが。

柳田議長 ありがとうございました。今、太田先生からご提案がございました。まず、3回目で国立市のことについて、事務局から資料を用いてご説明いただいて、これまでの答申案が反映されているのか確認いただき、議論の行方というものを含めてお話、ご説明いただけたらということになるかと思います。第4回、第5回はまずは自由な意見交換ということで、それを踏まえて委員発表に持っていくということで提案がありましたけれども、いかがでしょうか。そのように進めてよろしいでしょうか。

坂上委員 坂上ですけれども、よろしいのではないでしょうか。

- 柳田議長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。詳しくはまた事務 局と相談して、また新しいスケジュール案として提案させていただきます。
- 事務局 先ほど間瀬委員からお話が出たのですけれども、今朝、間瀬委員から公民 館運営審議会の答申について、配ったほうがいいということでいただきまし た。もしよろしければ、中身についてわかる範囲でご説明いただけると。
- 間瀬委員 はい、わかりました。今日はまだお時間は。何かこの後に残されている。
- 事務局 委員発表についてはまた後になりましたので、一応時間は9時までとなりますので。
- 間瀬委員 長く話すつもりはないのですけれども、先にやるべきことがあれば、それを勘案して話をしようと思ったのですけれども。
- 事務局 スケジュールについて終わればとは思っているのですが、次回については、 今、議長がお話しいただいたようなことで進めさせていただいて、その後、 4回、5回で皆様に自由にご議論いただく。その中でまた今後の進め方、例 えば先ほど私が言いました下から議論していくのか、上から議論していくの かというところも含めて4回、5回でご議論いただくというところでよろし いでしょうか。
- 柳田議長 そのような形でよろしいでしょうか。 では、そのような形で進めさせていただきます。

間瀬委員 はい。生涯学習の振興・推進計画ということに今回諮問を受けて答申を書く次第でしたけれども、社会教育委員の会としての答申前3期分も最初にいただいて、それに加えて、当然ながら社会教育の機関である、あるいは生涯学習の具体的な実行していく機関の1つであるところの公民館、それから、図書館協議会の方もいらっしゃって、図書館協議会でもときどきに答申を出していらっしゃると思いますので、そういったものも当然ながら生涯学習振興・推進計画をつくるに当たって参考にしていくというか、念頭に置いていくものなのかと思って、こちらの資料もぜひ配付してくださいということで、今日、配っていただきました。

先ほどのこういった答申というのは現場で生かされるのかどうかという話で言いますと、私はまだ1期、2期目という程度ではございますけれども、現場で生かされていると感じています。きちんと答申を出して、現場の職員がすぐれていれば、即座に即応して、今、できることであればすぐにやるし、どうしても長期かかることに関してはじっくりやっていくというような、そういった姿勢は見られているので、答申の出しがいもあると思います。

それから、気をつけたことは、答申が抽象的になれば、現場が動きにくいということがあります。なので、具体的に、これですと、一番後ろに提言1なんていうのが載っております。先ほど社会教育委員の会の答申でも、家庭教育支援の場合にはそれが後ろに載っていました。こういう箇条書き的に、こういうことをしたらどうですかというふうに書かれていると、非常に現場に何をすればいいがはっきりと言っていて、理念的なことだったら、実行となくても済んでしまうところが、こういう具体的にこういうことをしいうことをしていっていないからのチェック評価ということによって、やったかやっていないからのチェック評価ということも可能になりますしということで、今回答にするフォーマットの形なのかということを申し伝えておきます。

それから、先ほどお話ししましたとおり、どこの町でも変わらない抽象的な理念めいたものにとどまらず、地域に合わせた具体的な課題から、それに対するソリューション、解決なり提言を出していくということを踏まえているなということです。

先ほどの理念の話、おっしゃっていたことで、私が一言つけ加えると、やはりそこは外せないということがありました。社会教育とは何ぞや、市民の学習権とは何ぞやということは、それはどこの町であれ、どんな市民であれ、国民であれ、重要なことですから、そこを外してはいけないだろうということはあるので、そういったすごく一人一人の市民の権利と、あるいはどうあるべきかということに関しては、今日、田中えり子さんからもお話ありましたけれども、そういったところを忘れずに押さえた上で具体的な、あるいは地域性などということも対応できていければというふうに私自身は思っております。

ということで、ちょっと何度も何度も長いこと話してしまいましたけれど も、以上になります。

柳田議長 ありがとうございました。まだお時間ちょっとございますが、何かご質問等ございますか。

国立らしさを知るためには非常に貴重な答申かと思いますので、今回の答申の中にも参考になるようなことが非常に多く書かれているかと思いますので、ぜひお時間をつくっていただき、お読みいただけたらと思います。

間瀬委員 そうですね。私の委員発表のときには、多分これをもとにお話しさせて

いただくことになると思いますので、改めて。

柳田議長わかりました。

そうしますと、以上で本日の予定されていた議題につきましては終了ということになりますが、何か委員の皆様から全体を通してご質問等ございますか。

ないようでしたら、何か連絡事項は。

事務局 次回、第3回定例会が7月28日火曜日、7時から、ちょっと会議室の移動がありまして、確認しまして、開催通知とともに送らせていただきます。よろしくお願いします。

委員報酬の明細を社会教育委員の会のみをされている方に対してお配りしました。ほかの部署で非常勤特別職をされている方はそちらで、お配りいたします。

私からは以上でございます。

柳田議長 ありがとうございました。そうしますと、次回は7月28日火曜日、 19時からということで第3回を開催したいと思います。

時間も少し前でございますが、終了の時間となりましたので、本日はどうもありがとうございました。

—— 了 ——